



野原 恵子 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



2014年6月「医療介護
総合法」が成立し、多くの

高齢者を介護サービスの対象から除外し、入院患者の退院を強化するなど、公的介護・医療保険を土台から壊すことになった。最大の問題は、介護保険を利用している要支援者向けのサービスの制限である。現在、要支援認定者で介護サービスを受けている人の8割以上は、訪問介護、通所介護を利用している。このサービスを保険給付から外し、市町村が実施している地域支援事業で実施するとしている。以下同。

- (1) 来年度から新しい地域支援事業を実施していくとしているが、委託していく事業の内容は。
- (2) サービスに携わるのは、雇用された労働者・ボランティア・保健師・元気な高齢者としているが、どのように対応するのか。
- (3) コーディネーター・協議体には公募による人材の配置を。
- (4) 要支援認定者のサービスを後退させないこと。

問	答
介護保険制度・「要支援者のサービス」を後退させないこと	要支援者等に対して、効果的で効率的な支援が出来るよう取り組んでいく



町長(1) 多様なサービスとして、事業所指定による通年で行う運動やレクリエーションなどのミニデイサービス事業と、3カ月を目安に生活機能を改善する運動機能向上プログラム事業を委託により実施する予定である。事業者には、要支援者のニーズ調査や前期高齢者が行っているボランティア活動の調査を踏まえ、説明していきたい。

- (2) 現時点では、緩和した基準によるサービスを行う事業所と、住民主体による支援を担うボランティア団体等が整っていない。要支援者等が適切なケアを受けられるようにサービス提供体制を構築したい。
- (3) 生活支援コーディネーターは、ボランティア等の生活支援の担い手育成などのサービスの開発を効果的に実施できるといった観点を含め、選出方法について検討したい。

協議体の構成は、市町村やコーディネーター、社会福祉法人、社会福祉協議会、ボランティア団体、介護サービス事業者などの地域関係者とされており、住民主体の活動を広める観点から、地域で活動する住民が加わることができるよう、公募により進めていきたい。

会福祉協議会、ボランティア団体、介護サービス事業者などの地域関係者とされており、住民主体の活動を広める観点から、地域で活動する住民が加わることができるよう、公募により進めていきたい。

- (4) 要支援1、2の方の予防給付として提供されていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、既存の事業所で従前どおりサービスが提供され、訪問看護や福祉用具等は引き続き予防給付サービスの提供が行われることになっている。平成29年4月以降に新たに要支援1、2の認定を受けた方についても、これまでと同様のサービスが提供される。

利用者本人の意向を最大限尊重し、必要なサービスの提供が行われるよう適切なケアマネジメントに努めるとともに、高齢者の個別事例の検討や地域課題の把握を行い、社会基盤の整備を進めていきたい。



問	答
福祉用具レンタルの保険給付継続を	町村会などを通じて国に對し要請活動を行っていく



財務省は福祉用具のレンタルを、要支援1から要

介護2までの利用を「原則自己負担」としていくとしているが、現行どおり介護保険の給付対象とすべきと国に求めていくこと。

町長 福祉用具レンタルは、高齢者自身の自立意欲が高まるとともに、介護を支えていく上で重要な役割を果たしているものと認識している。自己負担額が増加することによって福祉用具の利用の抑制や介護の重度化につながることにならないよう町村会などを通じて国に對し要請活動を行っていくこと。